

福島県立宮下病院 病院情報システム構築作業等支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領（案）

1 目的

福島県立宮下病院は、現在紙カルテにて運営を行っている。しかし、紙カルテであれば、紙資源使用の増大によるコスト増加、及び手書きによる作業時間の肥大化が問題となり、将来的な運営に支障を来す場合がある。以上により電子カルテ等の病院情報システムを導入を検討しており、かつ令和9年度予定の福島県立宮下病院建替に併せて、厚生労働省が推奨するサイバーセキュリティ対策の強化等への対応を含めたうえで、システムの導入を実施予定である。ただし、システム導入に関して、既存システムとの互換性や導入後の運営方法など情報が定まっていないことから、本業務委託をおこなうものである。

この募集要領は、福島県立宮下病院 病院情報システム構築作業等支援業務の契約候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する際の手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務名

福島県立宮下病院 病院情報システム構築作業等支援業務

3 業務仕様

別紙「福島県立宮下病院 病院情報システム構築作業等支援業務委託仕様書」

（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映する。

4 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間

5 見積限度額

6,600,000円（消費税及び地方消費税込み）

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の

申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

①役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人が発注した病院の医療情報システムの導入や更新に係る支援業務又は病院情報システム・セキュリティに関連する業務及び同類似業務を受託し、履行した実績を有する者。

7 実施スケジュール

項目	日程
募集要領の公示	令和 7 年 2 月 26 日（水）
質問の受付	令和 7 年 3 月 6 日（木）まで
質問の回答	令和 7 年 3 月 10 日（月）まで
参加申込書・企画提案書等提出	令和 7 年 3 月 13 日（木）17 時まで（必着）
参加資格確認結果の通知	令和 7 年 3 月 24 日（月）まで
プレゼンテーション審査	令和 7 年 3 月 26 日（水）午後
審査結果通知	令和 7 年 3 月 28 日（金）
契約	令和 7 年 4 月 1 日（火）以降

8 手続等

(1) 事務局

〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150

福島県立宮下病院 事務部

電話：0241-52-2321

E-mail：miyashita.byouin@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の公示期間及び方法

福島県立宮下病院 ホームページにより公示する。

公示期間は令和7年2月26日（水）から令和7年3月25日（火）までとする。

9 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式1）の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書（様式1）を用い、令和7年3月6日（木）17時までに、8（1）に郵送、FAXまたは電子メールで提出すること。メールの場合、送付件名は「【質問書】福島県立宮下病院 病院情報システム更新作業支援業務」とする。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年3月10日（月）までに、福島県立宮下病院ホームページに回答書（様式2）を掲載する。

10 参加申込書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下のとおり参加申込書及び企画提案書を提出すること。

なお、この提出がない者からの企画提案は、受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年3月13日（木）17時まで（必着）

(2) 提出書類

①参加申込書（様式3） 1部

②受託実績証明書（様式4） 1部

※実績として記載した業務（6 参加資格 （7）参考）に係る契約書の写し（2契約以上）を添付すること。

③企画提案書（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。） 8部

④事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。） 8部

(3) 提出方法

8（1）に紙媒体により提出すること。

参加申込書等は、提出期限の日までに到着したもので有効とする。

(4) 参加資格の審査

参加申込書等を受領した後、参加資格の審査を行い、令和7年3月24日(月)までに、参加資格確認結果を通知する。

(5) 企画提案書等の記載内容

企画提案書は12企画提案書の評価基準及び仕様書に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- ①仕様書に記載している各業務について、円滑かつ効果的に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- ②仕様書に記載されている各業務の実施方法について、具体的に提案すること。
- ③業務の工程表及び業務実施体制を記載すること。また、配置される責任者及び担当者の所属、氏名、業務経歴等を明記すること。
- ④仕様書に定める業務のほかに、予算の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は独自提案として具体的に提案すること。
- ⑤事業経費積算書は、明細を記載し、合計金額は税込み金額を明示すること。

(6) 留意事項

① 複数企画提案の禁止

同一の者が複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

② 再提出の禁止

提出後における企画提案書の内容変更、差替え又は再提出を行うことはできない。

③ 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する場合は、電子メールにより連絡すること。

④ 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、提案者の負担とする。

⑤ その他

- ・提案者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ・提出された企画提案書は一切返却しない。
- ・提出された企画提案書に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非開示とする。

12 企画提案書の評価基準

別紙「評価基準・評価点表」(以下「評価基準」という。)のとおり。

13 企画提案書の審査方法

契約候補者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。審査委員会は、評価基準に基づき、プレゼンテーション審査により企画提案書を評価し、最優秀提案者を選定する。

(1) 日時

令和7年3月26日（水）午後

(2) 形式

対面形式（福島県立宮下病院内会議室）

(3) 方法

- ①出席者は1社3名以内とする。
- ②内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とし、新たな資料の配付は認めない。
- ③説明時間は20分、質疑時間は10分、計30分程度を想定すること。

(4) 契約候補者の選定方法

- ①各審査委員の得点を合算し、提案者ごとに総得点を算出する。
- ②総得点が最も上位の提案者を契約候補者とする。なお、プロポーザル参加者が1社の場合、総得点率が6割以上であることを選定の条件とする。また、総得点が同点となった場合、審査委員会による協議のうえ最優秀提案者を選定する。

(5) 審査結果の通知

- ①審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。
- ②審査の結果、契約候補者とならなかった者は、審査結果の通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

14 企画提案書を失格とする事項

次の各項のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

15 仕様の協議及び契約

(1) 評価内容の担保

- ①選定した契約候補者と福島県立宮下病院が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。協議に当たっては、福島県立宮下病院が、契約候補者が提出した企画提案書の内容を仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。ただし、協議の結果、提案内容のとおり反映されない場合もある。

②企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県立宮下病院は、契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(2) 契約の方法

契約候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求める。

ただし、14の失格事項に該当する場合（企画提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者を契約候補者とする。

(3) その他

契約候補者と福島県立宮下病院との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった提案者と協議する。